

診療記録(カルテ)等の開示について

～ ご利用いただきみなさまへの大切なご案内 ～

当院では平成 14 年 6 月より「診療情報の提供等に関する規程」を制定し、この指針に基づき診療記録等(カルテ)の開示を推進しております。

診療記録(カルテ)開示をご希望される前に、次の点をご確認ください

・プライバシー性の高い重要な情報が含まれています。

診療記録には、ご本人の健康状態や生活背景など、極めて個人的な情報が含まれます。意図せず第三者へ共有すると、不利益を被る可能性がありますので、お手元での保管・管理には十分ご注意ください。

・思いがけず知りたくない情報が含まれている場合があります。

診療記録には、医療者が診療のために記載した専門的な内容が含まれます。その中には、ご本人にとって心理的負担となり得る情報が記載されていることがあります。

開示請求が可能な方

・患者さんご本人

・患者さんご本人が未成年者の場合、法定代理人(親権者など)

ただし、満 15 才以上の未成年者については、疾病の内容によってご本人のみに請求を認めることがあります

・患者さんご本人から「診療に関する代理権」を与えられたご家族や任意後見人の方

・成人の患者さんご本人の判断がむずかしいと判断した場合、法定代理人の方、法定相続人の方(配偶者・子・父母)、または日常的に患者さんの生活を支えておられるご親族等の方

・ご遺族(患者さんの配偶者、子、父母およびこれに準ずる方)、またはご遺族の法定代理人 ※1

※1 患者さんの配偶者・子・父母(いずれも 1 親等のご家族)がすべてご存命でない場合には、そのことを確認できる書類(戸籍謄本)をご提出いただいた方に限り、2 親等のご親族による申請も可能です。

開示に対応できない場合について

・開示することで第三者の利益を害する恐れがあるとき

・患者さんご本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき

診療記録開示にかかる費用

開示手数料 : 5,500 円(税込)

診療記録 : 22 円/枚(税込)※2

画像検査データ : 2,200 円/枚(税込)※3

※2 診療記録は紙での提供となります。印字した紙(A4)の総枚数×22 円が費用になります。

※3 画像検査データのみ CD-R での提供となります。

開示請求の手続きの流れ

1. 窓口でのお申し込み

原則として、窓口でのお申し込みをお願いしております。窓口にて申請書をご記入いただき、必要書類とあわせてご提出ください。

2. 院内での確認・準備

必要書類および申請書を受領後、院内で診療記録の特定作業と事務手続きを開始いたします。
開示の準備が整いましたら、診療記録の枚数に応じた金額と、お渡しの準備ができたことを当院よりご連絡いたします。

3. 診療記録のお渡し

5番窓口(中央外来)にお越しいただき、費用をお支払いいただいた後、診療記録をお渡しいたします。

遠方にお住まいで来院が難しい場合や、その他ご事情によりご来院が困難な場合には、お電話にてご相談ください。状況をお伺いしたうえで、郵送での手続き方法についてご案内いたします。

開示請求に必要な書類等

患者さんご本人が申請される場合

- ・患者さんご本人の身分証明書の写し(マイナンバーカード、運転免許証、外国人登録証明書、在留カードなど)※
※お顔の写りがついているもの

ご家族が申請される場合

- ・開示対象者と申請者の関係が分かる書類の写し(戸籍謄本、住民票など)
- ・申請者ご本人の身分証明書の写し
- ・患者さんご本人が記入した委任状または同意書(開示対象者が亡くなっている場合は不要です)

その他の代理人(弁護士・保険会社・後見人など)の場合

- ・患者さんご本人の身分証明書の写し(マイナンバーカード、運転免許証、外国人登録証明書、在留カードなど)※
※お顔の写りがついているもの
- ・患者さんご本人が記入した委任状または同意書(ご本人が亡くなっている場合は、ご家族の同意書・委任状をご提出ください)
- ・同意書・委任状に記載されているご家族の身分証明書の写し
- ・委任状または同意書に記載されたご家族と患者さんご本人との関係が確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票など)
- ・代理で申請される方(弁護士・保険会社担当者・後見人など)の身分証明書の写し

開示にかかる期間

開示申請書と必要書類をご提出いただいたから、おおむね3週間~1か月ほどお時間をいただいております。
院内での確認作業や準備に一定の期間を要しますので、余裕をもってお申し込みいただけますと幸いです。
ご不明な点やご心配な点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

B棟1階 中央外来 5番窓口

月曜日から金曜日(土日祝日、年末年始、5月1日 創立記念日を除く)

午前9時から午後4時

医療安全課 075-231-5171(代)